**遺 産 分 割 協 議 書**

被相続人朝日太郎（平成三十年一月二十三日死亡　住所武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

**一　相続人朝日花子が取得する財産**

(1)　武蔵野市南北町四丁目八番

宅地参百弐拾八平方メートル

(2)　右同所同番地家屋番号八番

木造瓦葺平屋建　居宅　床面積九拾九平方メートル

(3)　右居宅内にある家財一式

(4)　○○電力株式会社の株式　壱千株

(5)　株式会社○○製作所の株式　壱千五百株

(6)　…………………………………

**ニ　相続人朝日一郎が取得する財産**

(1)　株式会社朝日商店の株式　四万五千株

(2)　○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金

壱口　八百万円

(3)　…………………………………

**三　相続人朝日次郎が取得する財産**

(1)　株式会社朝日商店の株式　四万株

(2)　○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預

壱口　参百五拾万円

(3)　洋画○○作「風景」ほか四点

(4)　…………………………………

**四　相続人夏野春子が取得する財産**

(1)　国分寺市東西町五丁目六番

宅地八拾九平方メートル

(2)　○○社債券面額六百万円

(3)　現金七拾万円

(4)　…………………………………

**五　相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する**

○○銀行○○支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、 これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成三十年五月七日

武蔵野市南北町四丁目八番地

**相続人　朝　日　花　子**　印

武蔵野市南北町四丁目八番地

**相続人　朝　日　一　郎**　印

武蔵野市南北町四丁目八番地

**相続人　朝　日　次　郎**

三鷹市上下弐丁目五番地

**朝日次郎の特別代理人　山　野　太　郎**印

国分寺市東西町五丁目六番地

**相続人　夏　野　春　子**印